

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、三種町の国民保護計画の基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護措置を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

町国民保護計画に定める事項

1. 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
2. 町が実施する国民保護措置に関する事項
 - ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
 - ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - ④ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
3. 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
4. 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
5. 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

る事項

6. その他国民保護措置に関し町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。町国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の基本的人権の尊重に最大限配慮し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限に限られ、かつ適正な手続きのもとに行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう務める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等において、警報の発令・伝達、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報など、国民に対し、正確で迅速な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に務める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の育成・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに住民が、主体的に、武力攻撃事態等に備え、食料や飲料水の備蓄、近隣住民とのコミュニケーションづくり、訓練への参加に努めるよう啓発に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、要介護者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、情報の伝達に当たっては、避難行動要支援者その他特に配慮を要する者に対して、確実に情報が伝達されるよう努める。

町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法について、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示及び緊急放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

(8) 国民保護措置の実施に係る安全の確保

町は、県、町、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置について

その内容に応じ、国から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、国民に協力を要請する場合は、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時、十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

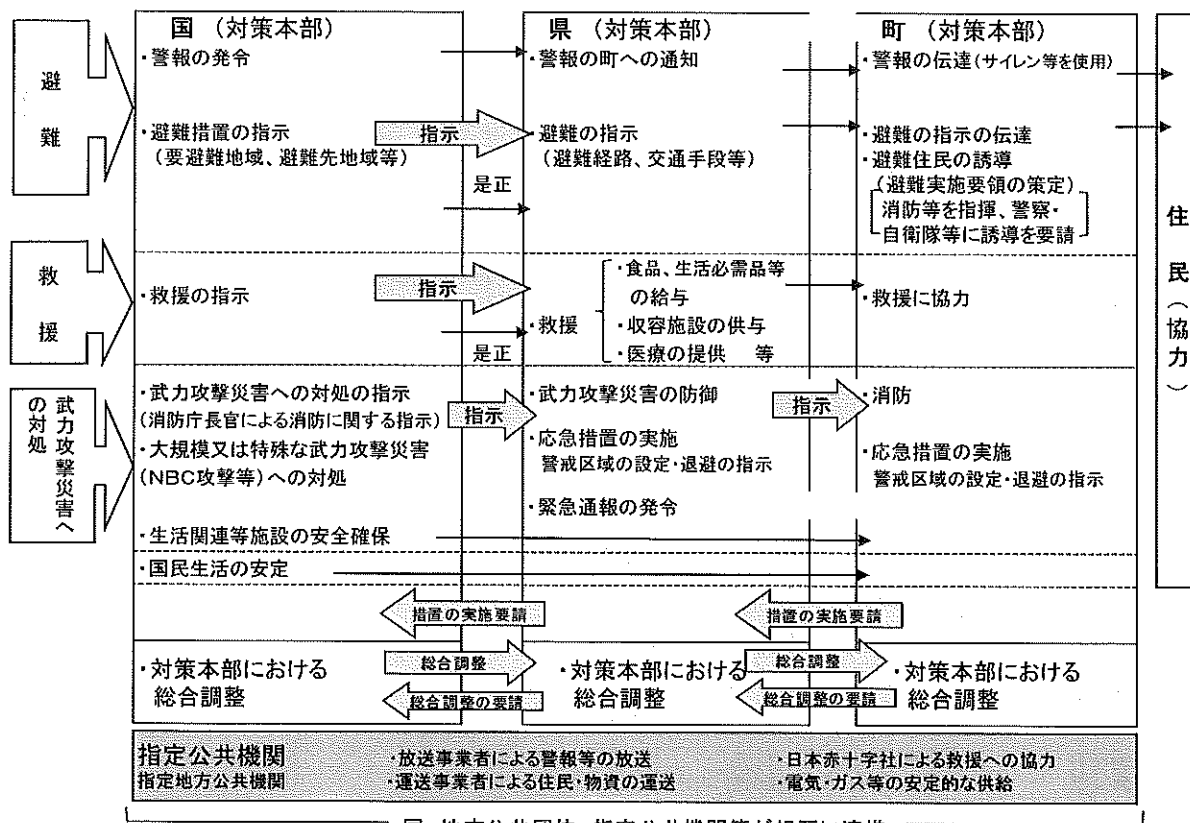
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関（国、県、指定公共機関、指定地方公共機関）との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、平素から関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○町及び県の事務又は業務の大綱

(1) 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護計画の作成、見直し 2. 国民保護協議会の設置、運営 3. 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4. 組織の整備、訓練 5. 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6. 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7. 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8. 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9. 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護計画の作成、見直し 2. 国民保護協議会の設置、運営 3. 県対策本部等総合的推進組織の設置、運営 4. 組織の整備、訓練 5. 警報の通知 6. 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他住民の避難の措置 7. 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8. 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置の実施 9. 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10. 交通規制の実施 11. 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関する措置の実施

(3) 【関係指定地方行政機関】

機関名	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管区内各県警察の国民保護措置（緊急対処保護措置）及び相互援助の指導・調整 2. 他管区警察局との連携 3. 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4. 警察通信の確保及び統制

東北防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2. 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2. 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3. 非常事態における重要通信の確保 4. 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 (秋田財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体に対する災害融資 2. 金融機関に対する緊急措置の指示 3. 普通財産の無償貸付 4. 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関（秋田船川 税関支署）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸入物資の通関手続
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救援等に係る情報の収集及び提供
秋田労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の雇用対策
東北農政局 (秋田県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2. 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工業用水道の応急、復旧対策 2. 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3. 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監 督部東北支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉱山における災害時の応急対策 2. 危険物等の保全
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (秋田港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2. 港湾施設の使用に関する連絡調整 3. 港湾施設の応急復旧
東北運輸局 (秋田運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運送事業者への連絡調整 2. 運送施設及び車両の安全保全
東京航空局 (秋田空港・航空路監視 レーダー事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飛行場使用に関する連絡調整 2. 航空機の航行の安全確保
札幌航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本 部 (秋田海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2. 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保 3. 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4. 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5. 海上における消火活動及び被災者の救助、救急活動、その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置

(4) 【自衛隊】

機 関 等 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自衛隊秋田地方協力本部 陸上自衛隊 東北方面總監部 第9師団司令部 第21普通科連隊 (秋田駐屯地)	1. 武力攻撃事態等における武力攻撃の排除措置による被害の極小化 2. 武力攻撃事態等(緊急対処事態)における国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施及び関係機関が実施する国民保護措置(緊急対処保護措置)の支援等
海上自衛隊 舞鶴地方總監部	
航空自衛隊 北部航空方面隊司令部 (加茂分屯基地) 航空支援集団司令部 (秋田分屯基地)	

(5) 【関係指定公共機関】

分 類	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医 療 等	日本赤十字社 (秋田県支部)	1. 救援への協力 2. 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	独立行政法人国立病院機構 (あきた病院)	1. 医療の確保
道 路	東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所、横手管理事務所、十和田管理事務所)	1. 道路の管理
電 気	東北電力株式会社(秋田支店)	1. 電気の安定的な供給
運 送	東日本旅客鉄道(株)(秋田支社) ジェイアールバス東北(株)(秋田支店) 日本航空(株)(秋田支店) 全日本空輸(株)(秋田支店) 日本貨物鉄道(株)(秋田営業支店) 新日本海フェリー(株)(秋田支店) 佐川急便(株)(東日本支社北東北支店秋田店) 西濃運輸(株)(秋田支店) 日本通運(株)(秋田支店) ヤマト運輸(株)(秋田主管支店)	1. 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2. 旅客及び貨物の運送の確保

通 信	東日本電信電話（株）（宮城事業部秋田支店） KDDI（株）（a u秋田支店） ソフトバンクテレコム（株）（秋田支店） （株）ドコモCS東北（秋田支店）	1. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2. 通信の確保及び国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な通信の優先的取扱い
放 送	日本放送協会（秋田放送局）	1. 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
そ の 他	日本銀行（秋田支店）	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
	郵便事業を営む者	1. 郵便の確保

（6）【地方指定公共機関】

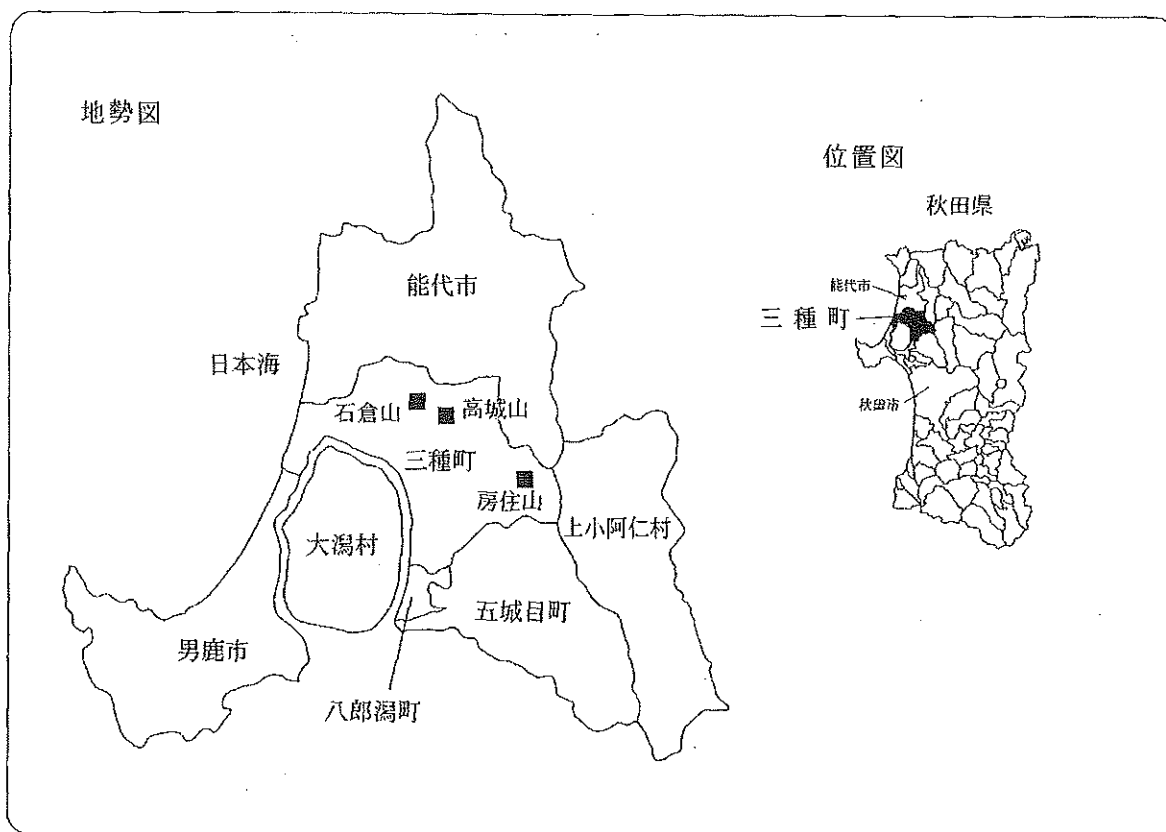
分 類	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
放 送	（株）秋田放送 秋田テレビ（株） 秋田朝日放送（株） （株）エフエム秋田 （株）秋田ケーブルテレビ	1. 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運 送	秋田中央交通（株） 秋北バス（株） 羽後交通（株） 由利高原鉄道（株） 秋田内陸縦貫鉄道（株）	1. 避難住民の運送 2. 旅客の運送の確保
	秋田臨海鉄道（株） 公益社団法人秋田県トラック協会	1. 緊急物資の運送 2. 貨物の運送の確保
医 療	（一社）秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 （公社）秋田県看護協会 （一社）秋田県薬剤師会 （一社）秋田県歯科医師会	1. 医療の確保
ガ ス	東部瓦斯（株）（秋田支社） 湖東ガス（株） のしろエネルギーサービス（株） （一社）秋田県LPガス協会	1. ガスの安定的な供給
建 設	（一社）秋田県建設業協会	1. 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

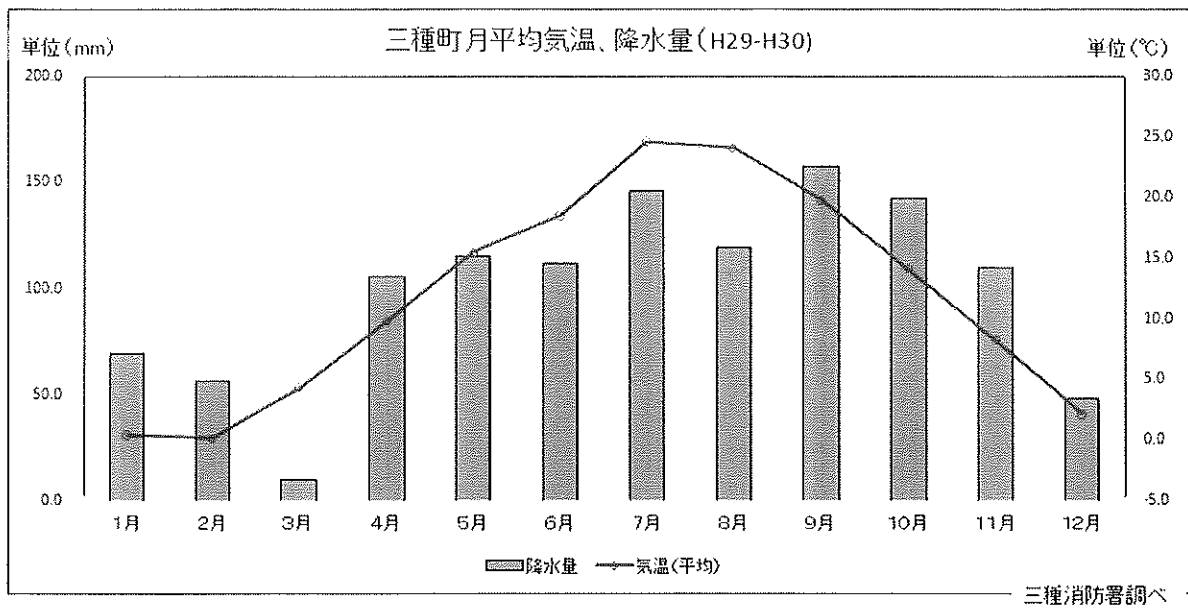
(1) 地形

本町は秋田県の北西部、山本郡の南端に位置し、東は上小阿仁村、南は男鹿市、大潟村、五城目町、西は日本海、北は能代市と接し、東西が約30km、南北約20kmの総面積248.1km²となっている。房住山に源を発する三種川がほぼ中央を流れ、八郎湖へと注いでおり、地域の大動脈として生活や農業などに深い関わり合いを持っています。地形の特徴としては、東部の丘陵地から西部の平坦地までゆるやかに傾斜した地勢となっています。



(2) 気候

本町においては、四季の移り変わりが明瞭で、対馬暖流の影響により年間の平均気温は10℃前後と温暖ですが冬は低温で日本海側特有の北西に強い季節風が吹きます。降雪日数は40～50日で、積雪は平野部で10～50cm、山間部では100cm以上となります。

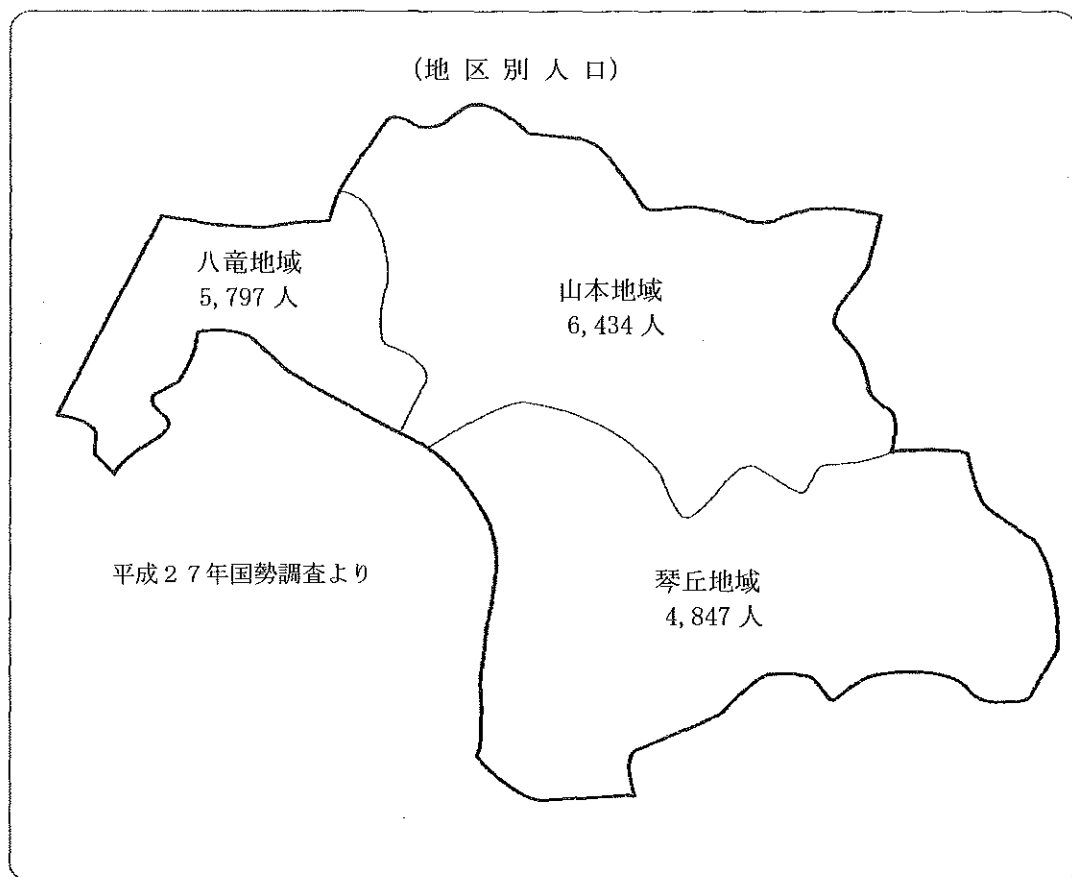


(3) 人口分布

本町の人口は、平成27年10月1日現在で17,078人で、年齢別の内訳は0～14歳の年少人口が8.5%、15～64歳の生産年齢人口は51.8%、65歳以上の老年人口は39.6%となっており、全国平均の老年人口に比べて、特に高齢化が進んでいる。

また、世帯数は6,010世帯で、1世帯あたりの人員は2.84人となっている。

人口の推移は、死亡者が出生者数を上回る自然減の状態が続いている。



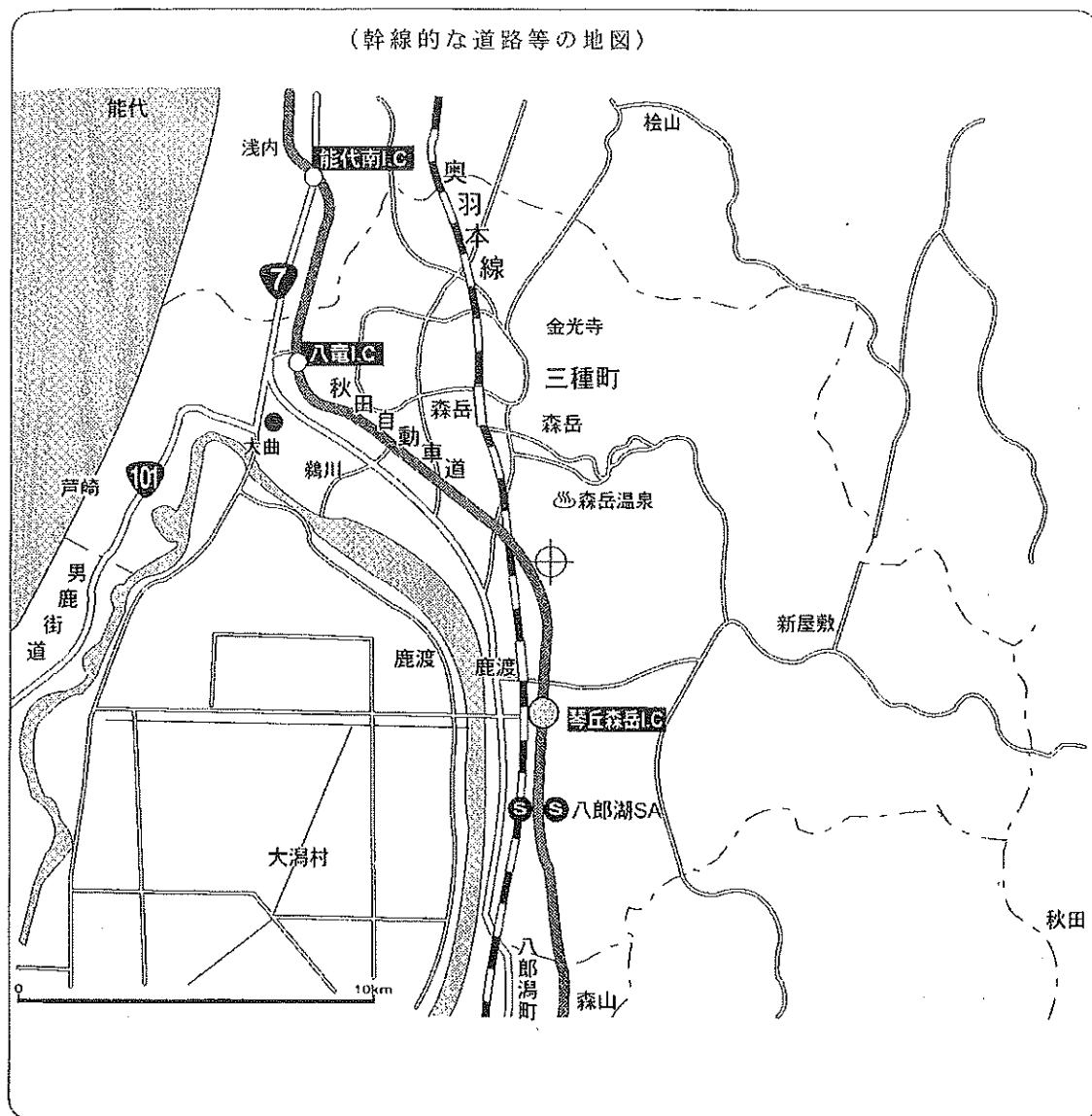
(4) 道路の位置等

本町の骨格となる道路は、高規格幹線道路と国道と県道で形成されており高規格幹線道路は能代市からにかほ市間（二ッ井白神 I C～象潟 I C）の日本海沿岸東北自動車道が供用されている。

国道は、国道7号から男鹿市を繋ぐ101号と縦軸に秋田市、本町、能代市を通過して青森県と繋がっている国道7号が県南部、県中央部と県北部を結んでいる。

県道は、能代市から本町を通過して五城目町に繋がる主要地方道能代・五城目線、能代市と金光寺を結ぶ金光寺・能代線、鶴川から森岳を結ぶ森岳・鶴川線、鹿渡から森岳を結ぶ森岳・鹿渡線、金光寺から鶴川を結ぶ金光寺・鶴川線、鹿渡から上小阿仁村を結ぶ主要地方道琴丘・上小阿仁線、鹿渡から大潟村を結ぶ主要地方道男鹿・琴丘線、大曲から男鹿市を結ぶ主要地方道男鹿・八竜線がある。

このほか、658路線の町道により各集落間を連結や町民の日常生活での交通拠点へのアクセスを確保し、近隣市町村へ連結している。



(5) 鉄道の位置等

鉄道は、秋田市から本町を通して青森県を結ぶ奥羽本線が主要鉄道路線である。

(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、秋田基本射撃場が、三種町下岩川字赤川地内にあり、射撃場総面積は18haとなっている。

第5章 国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等（緊急対処事態）を対象とする。

1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、次の2つの事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法第2条）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法第2条）

※武力攻撃事態等の認定は、国際情勢、相手国の意図、軍事的行動等を総合的に勘案して判断されるものであり、当時の政府の判断と国会の承認によることとなる。

武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針により示されており、それぞれの事態の様相、留意事項については次のとおりである。

事態類型	想 定
(1) 着上陸侵攻	<p>【事態様相】</p> <p>他国が武力を行使して、海又は空から地上部隊などを我が国の領土に直接着上陸させ、侵攻する事態。着上陸侵攻の前段階として、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</p> <p>船舶により上陸を行う場合には、接岸容易な沿岸部が、航空機による侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が攻撃目標となる可能性が高い。</p> <p>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>事前準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。</p> <p>広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、終結後の復旧が課題となる。</p>

<p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</p>	<p>【事態様相】</p> <p>我が国を攪乱、或いは本格侵攻等の準備のため、ゲリラや特殊部隊といった兵力を我が国に潜入させ、施設を破壊するため、隠密・奇襲的に行動する。そのため、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動等を察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。</p> <p>都市部の行政施設、石油コンビナート、発電所、ダム等の施設が攻撃目標と考えられ、攻撃目標の施設によっては、二次被害の発生も想定され、放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）の使用も想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>事態の状況によっては、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</p> <p>住民の避難については、市町村と県、県警察は、海上保安部及び自衛隊と連携し、状況に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う必要がある。</p>
<p>(3) 弾道ミサイル攻撃</p>	<p>【事態様相】</p> <p>弾道ミサイルに各種の弾頭を登載して、我が国に向け発射し、攻撃する事態。弾頭は、通常弾頭、核弾頭、生物兵器弾頭、化学兵器弾頭が想定される。</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標、弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を特定することは困難である。</p> <p>さらに、極めて短時間で着弾することが予想される。弾頭の種類によって被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。</p> <p>【留意事項】</p> <p>迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
<p>(4) 航空攻撃</p>	<p>【事態様相】</p> <p>周囲を海に囲まれた我が国の地理的な特性等から航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、この航空攻撃は意図が達成されるまで反復されることも考えられる。安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の場合には、被害が拡大することが想定される。</p> <p>航空攻撃が行われれば、対応する時間が少なく、攻撃目標を特定することは困難である。都市部、ライフラインのインフラ施設が攻撃目標と考えられる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。</p>

	<p>【留意事項】</p> <p>攻撃目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。被害の拡大防止のため、生活関連等施設の安全確保措置を実施する必要がある。</p>
--	---

さらに、上記の4類型において、大量破壊兵器（核兵器（N:Nuclear weapon）、生物兵器（B:Biological weapon）、化学兵器（C:Chemical weapon）のこと。）を使用しての攻撃が行われる場合の事態様相、留意事項については、次のとおりである。

<p>大量破壊兵器を使用 しての攻撃 (NBC攻撃)</p>	<p>①核兵器等（N）</p> <p>【事態様相】</p> <p>被害は、当初は主に核爆発による熱線、爆風、初期放射線によって、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に発生し、その後初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する中性子誘導放射線により、爆心地周辺において被害を受ける。また、爆発時に生じ、上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下する放射能を持った物質（放射性降下物）により、広範囲の地域に被害が拡大することが想定される。</p> <p>放射性降下物による被害は一時的に、放射性降下物が皮膚に付着することにより皮膚が被ばくし、あるいはこれを吸飲したり、汚染された飲料水や食物を摂取することにより内部被ばくする。</p> <p>また、ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p> <p>【留意事項】</p> <p>避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって皮膚被ばくを抑制するほか、口、鼻を汚染されていないタオル等で保護することや疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域の立入制限を確実に行之、避難住民の誘導や医療提供する要員の被ばく管理を適切に行うことが重要である。</p> <p>また、核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>
	<p>②生物兵器（B）</p> <p>【事態様相】</p> <p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、人から人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否かにより被害の範囲が異</p>

	<p>なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染による被害が拡大することが考えられる。</p> <p>【留意事項】</p> <p>厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等疾病監視により、感染源、感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行う必要がある。</p>
	<p>③化学兵器（C）</p> <p>【事態様相】</p> <p>化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>【留意事項】</p> <p>国、県等関係機関の連携のもと、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた緊急医療活動を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが必要である。</p>

2 緊急処理事態

緊急処理事態とは、次の事態をいう。

緊急処理事態	<p>武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</p> <p style="text-align: right;">（事態対処法第22条）</p>
--------	---

また、緊急処理事態の事態例として、次の4事態が基本方針により示されており、それぞれの事態例、事態様相については、次のとおりである。

なお、留意事項は、武力攻撃事態等を参考とする。

事態分類	想 定
(1) 危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃が行われる事態	<p>【事態例①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発、火災の発生 ・建物、ライフライン等が被災し社会経済活動に支障
	<p>【事態例②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物積載船への攻撃 <p>【事態様相】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	<p>【事態例③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムへの攻撃による破壊 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流域に及ぼす被害が多大
(2) 多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、文教施設、ターミナル駅、新幹線等の爆破 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆破による被害が多大
(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<p>【事態例①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を混入させた爆弾(ガ・テボム)等の爆発による放射能の拡散 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発の破片、飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害 ・放射線により正常な細胞機能が攪乱、皮膚、内臓が被ばく
	<p>【事態例②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間内に感染者が移動し、判明したときは被害が拡大
	<p>【事態例③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風下に拡散し、人的被害が発生
	<p>【事態例④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地に対する毒素等の混入 <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水摂取による人的被害 ・農作物等への被害
(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ <p>【事態様相】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の破壊に伴う人的被害と周辺への被害が拡大